



ビューロー・ベリタス札幌アイアンドアイ事務所をいつもご利用いただきありがとうございます。最新情報をお知らせいたします。

—INDEX—

【トピックス】

- ◆ [年末年始の休業期間および 12 月の検査実施対応日について](#)
- ◆ [2024 年 1 月 23 日（火）社員研修による臨時休業のご案内](#)
- ◆ [2024 年施行：建築基準法の改正内容について（BV MAGAZINE 5 DECEMBER 2023）](#)
- ◆ [子育てエコホーム支援事業が始まります](#)
- ◆ [省エネ適合性判定の電子申請を利用いただけるようになりました](#)
- ◆ [省エネ適合性判定員を募集します（業務委託）](#)

▼札幌アイアンドアイ事務所からヒトコト

- ◆ 審査部長 瀧脇

【インフォメーション】

- ◆ [建物・設備の定期検査（インサービス検査事業本部）のご紹介](#)
- ◆ [建築設計事務所様からの「12 条点検（建築基準法第 12 条定期報告）」業務委託が可能です](#)
- ◆ [技術監査サービス（技術監査事業部）のご紹介](#)

トピックス

年末年始の休業期間および 12 月の検査実施対応日について

年末年始の休業期間および 12 月の検査実施対応日についてお知らせします。

●年末年始の休業期間

2023 年 12 月 29 日（金）～2024 年 1 月 3 日（水）

●12 月の検査実施対応日について

12 月 1 日から 12 月 28 日まで通常通りの検査実施対応日となります。年末は検査が大変混み合いますので、早めに予約・申請のご協力をお願いいたします。

2024 年 1 月 4 日より通常通り営業開始します。

ご不便をお掛けいたしますが何卒よろしくお願いいたします。

→詳しくはこちら <https://www.bvjc.com/news/231129.html>

2024 年 1 月 23 日 社員研修による臨時休業のご案内

社員研修のため下記の日程を臨時休業とさせていただきます。

お客様には大変ご迷惑をお掛けしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

休業日時：2024 年 1 月 23 日（火） 午後

→詳しくはこちら <https://www.bureauveritas.jp/newsroom/231215>

2024 年施行：建築基準法の改正内容について（BV MAGAZINE 5 DECEMBER 2023）

令和 4 年 6 月 17 日に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）」から、2024 年に施行される建築基準法のなかで、お問い合わせの多い項目をピックアップしてご紹介します。

引用：国土交通省「[建築基準法・建築物省エネ法 改正法制度説明資料](#)」

→続きはこちら <https://www.bureauveritas.jp/magazine/231205/008>

子育てエコホーム支援事業が始まります

令和 5 年 11 月 10 日、令和 5 年度補正予算案が閣議決定され、新たに「子育てエコホーム支援事業」が創設されました。

- ①「子育てエコホーム支援事業」（国土交通省）
- ②「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」（経済産業省）
- ③「先進的窓リノベ事業」（経済産業省および環境省）
- ④「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業」（経済産業省）

※令和 4 年度補正予算案に盛り込まれた事業①～④をまとめて、以下、子育てエコホーム支援事業等といいます。

※詳しくは国土交通省「[子育てエコホーム支援事業](#)」をご覧ください。

●子育てエコホーム支援事業とは？

子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能（ZEH レベル）を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050 年カーボンニュートラルの実現を図ることを目的とした事業です。

→続きはこちら <https://www.bvjc.com/news/231206.html>

省エネ適合性判定の電子申請を利用いただけるようになりました

ビューローベリタスでは、

2023 年 12 月より省エネ適合性判定について電子申請を利用いただけるようになりました。動画マニュアルもご用意しております。電子申請未経験の方もこの機会にぜひご利用ください。

→詳しくはこちら <https://www.bvjc.com/news/231208.html>

省エネ適合性判定員を募集します（業務委託）

[省エネ適合性判定業務](#)の体制強化を図るため、業務受託者を募集します。2025 年の大規模な建築物省エネ法改正および 2030 年にかけて省エネ基準の段階的な厳格化が予定されており、今後は省エネ適合性判定対象の用途・規模が拡大し、判定対象物件数の急増が見込まれます。

資格を活かして働きたい審査未経験者も歓迎です。この機会に業務委託で活躍しませんか？

■業務内容

省エネ適合性判定業務の全部または一部を委託。

(建築・設備図等を元に作成された省エネ計画の中身を確認し、計算結果を判定)

■勤務地

リモートワーク（在宅やご自身のオフィスで審査）

■応募方法 下記ウェブサイトより応募ください。

URL:<https://www.bvjc.com/careers/jobs.html#job05>

■お問合せ先

電話：[03-5577-8382](tel:03-5577-8382) メール：bec.jp@bureauveritas.com

札幌アイアンドアイ事務所からヒトコト

平素より格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

日増しに寒くなってきました。

今年の5月に新型コロナウイルスの感染症上の位置づけが2類相当から5類へと変更され、外出自粛や旅行者の入国制限等解除・撤廃により、街中は観光客で賑わうようになりました。

北海道の2024年経済見通しですが、実質経済成長率は1%と予測されています。

個人消費が回復しつつも物価上昇が購買力を下げ成長ペースを下押ししています。

建設業に至っては技能者不足や物価上昇、人件費の高騰等が課題になっています。

建築設計者にとっては2024年度の建築物販売・賃貸時における省エネ性能表示や、2025年度の省エネ基準適合の義務付け強化等が課題ではないでしょうか。

前述のように課題が多く北海道内の確認申請数が減少しているなか、皆様より数多くの申請を頂き、深く感謝しております。今後とも、より一層尽力してまいりますので引き続きよろしくお願い申し上げます。

ところで、趣味の折り紙ですが、次の干支である辰に因んでドラゴンを折ってみました。

辰年は陽の気が動いて万物が振動するので、活力旺盛になって大きく成長し、形が整う年だとされています。

来年は皆様と共に大きく成長したいです。



審査部長 瀧脇

インフォメーション

建物・設備の定期検査（インサービス検査事業本部）のご紹介

ビューローベリタスでは2011年に建物の定期検査サービスをスタートし、

現在は**年間12,000件***の検査を実施しております。*2022年1月～12月の検査実績

特定建築物定期調査のほか、建築設備定期検査、学校施設の非構造部材耐震点検、防火設備定期検査、防災・防火・消防設備・消防点検報告そして電気保安管理業務も行っております。

建築設計事務所様からの「12 条点検（建築基準法第 12 条定期報告）」業務委託が可能です

- 詳しくは右記フライヤー
→お問い合わせはこちら

設計ご担当者様へ

12条点検のご提案

下記のようなお困りごとはありませんか？

- ・第12条定期報告関連の入札を検討しているが対応できないため断念している
- ・規模やエリアの關係でお断りしている
- ・外壁打診調査など自社で実施ができない物件がある

ビューローペリタスでは

特殊建築物に対応	日本全国対応	既存建築物 金での法定点検が可能
-----------------	---------------	-----------------------------

年間実績**12,000件^{*}**

*2018年～2021年

お問い合わせ・ご相談はこちら

☎ 0120-719-904 営業時間 9:00～17:30（土日祝休み）
 ✉ ctc_jvs@bureauveritas.com

ビューローペリタスジャパン株式会社
 〒100-0004
 東京都港区新橋4-11-1 A-PLAZA新橋ビル
 TEL: 03-5452-4860 FAX: 03-3438-3410

BUREAU VERITAS
認定試験機関登録番号：0101

＊ビューローペリタスは、国土交通省の認可を受けた「国土交通省指定検査機関」です。
 国土交通省の委託を受けて、建築物の外壁・屋根等の点検・診断を実施しています。
 ※本サービスは、国土交通省の委託を受けた事業者に対してのみ提供いたします。
 ※一部、建築物の種類によっては、別途費用がかかります。詳しくは、お問い合わせください。

<http://www.bureauveritas.jp/>

技術監査サービス（技術監査事業部）のご紹介

→技術監査サービスについての詳細はこちら <https://kansa.bvjc.com/>

◆各種サービスフ라이어



検査済無しの既存建物の
増改築や用途変更等へご検討のお客様へ

ガイドライン調査で既存建物を活用!

(建築基準法適合状況調査) ～建築基準法に基づく事業用途に対する既存の建物の活用を促す～

検査済無しの既存建物に対する増改築など用途変更に伴う確認申請に先立ち、
既存建物についての建築状況や状況調査・報告をします。

事前準備や特定行政庁との協議について ご相談を受け付けています。

～見積り時の事前相談は  まで～




よくある質問

Q&A

どんな書類が必要?

特種用途の増築、用途変更可能な建物としてご活用ください。

- 申請書類(図面)
- 定款・定章表(自治体)
- 指定用途無しの建築確認済書
- 居住用途報告書

特定行政庁との協議ポイントとは?

これからの建築確認申請へ関係する点として、協議ポイントをご紹介します。

調査項目を知りたい

これまでの建築確認に基づき、増築、用途変更、居住用途、居住、用途、居住用途をご紹介します。

ビューローベリタスを利用するメリット 

- ☒ ガイドライン調査から申請までワンストップで作業を行えます
- ☒ 全国対応可能で、豊富な実績を有しています
- ☒ 特定行政庁との協議ポイント、調査項目(居住・増築・居住・用途・居住用途)をご紹介します

1日中、お見積りのご依頼にすぐ対応



ビューローベリタス ガイドライン調査

<http://bureau-veritas.jp>

03-6402-5977

TEL・FAX



→ガイドライン調査について詳しくはこちら

[illegible]

→[遵法性調査について詳しくはこちら](#)

※※Newsmail の情報・URL 先等は 2023 年 12 月 19 日現在の情報です。※※
ご不明な点、ご質問などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部
札幌アイアンドアイ事務所

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 1-1 マルイト札幌ビル 4F

TEL:[011-272-7383](tel:011-272-7383) FAX:011-272-7384

■メールでのお問い合わせは[こちら](#)

ウェブサイト: [Bureau Veritas Japan](#) | [建築確認](#)

(C) 2023 Bureau Veritas Japan